

平成 28 年 天草市農業委員会第 9 回総会議事録

平成 28 年 8 月 26 日天草市民センター第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（10 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	中村三千人君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	君
9 番	本田実君	10 番	小堀田幸一君
11 番	君	12 番	君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

8 番	井島安一君	11 番	嶋田浩二君
12 番	富崎ますみ君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	山本幸伸	局長補佐	藤本寿
参事	小松通利	主任	寺澤大介
主査	田中剛史	主査	大林喜光

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名人の指名について
- 日程第 2 議第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 44 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 46 号 事業計画変更承認申請について
- 日程第 6 議第 47 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議第 48 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山本幸伸君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 28 年天草市農業委員会第 9 回総会を開催いたします。携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。高温と雨が少ない日が続いておりますが、農作物に影響がないように祈っているところでございます。委員の皆様には、31 日に認定農業者の方との懇談会、9 日には、郡市の協議会と行事続きではございますが、できるだけご出席いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、本日もよろしくお願いいたします。

○事務局（山本幸伸君） ありがとうございます。本日は、8 番井島委員、11 番嶋田委員、12 番富崎委員から欠席の届出が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、3 番、山本委員、13 番、中川委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 43 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。本町の譲受人は佐伊津の譲渡人より、佐伊津町の畑 89.85 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草空港から東へ約 1.1km、青色で着色した県道本渡苓北線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。五和町の譲受人は、大阪府豊中市の譲渡人より、五和町の畑 227 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和中学校から南へ約 1km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田 1,953 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦支所新合出張所から南西へ約 1km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 4番について説明します。福岡県筑紫野市の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田1,287㎡と畑344㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦中学校から東へ約100m、青色で着色した国道389号線沿いにある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲と野菜を栽培される計画です。申請者は、現在福岡県筑紫野市に在住していますが、月1回程度実家に帰省し野菜を栽培しております。年度内に帰郷し農業を始める予定です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第44号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。転用者は宮崎県延岡市町の個人で、太田町の畑297㎡を貸住宅及び貸店舗へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草工業高校から北西へ約700m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、商業地域として需要がとても高いため、店舗及び住宅を建築し、残地を5台分の駐車場として整備し貸し付ける計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に建築してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 2番について説明します。転用者は熊本市の個人で、本渡町の畑131㎡を個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から南東へ約300m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は水管、下水管が埋設された道路の沿道で、2以上の公共施設等が存在する場所に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、既設の住宅が手狭になったため、増築し宅地拡張する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既存の住宅が一部農地に建ててあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 3番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑137㎡を通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立本渡東小学校から南東へ約3km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、付近の道路が狭く不便なため、通路として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑152.95㎡を墓地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立本渡東小学校から南東へ約3km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、納骨堂を3区画、残地を作業場及び駐車場として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

○10番（小堀田幸一君） 10番小堀田です。事務局に一つお願いなんですけど、この件は、さっきの件と隣同士で、たぶん、墓地の名前も同じで関連してるから、事務局の方でも話は聞いていると思うんですけど。そのあたりも説明してもらえれば分かりやすく、いいんじゃないかと思うんですけど。

○事務局（大林喜光君） はい。お話はありましたが、本件については、墓地として申請があり、下の農地については、付近の道路が狭いため、通路として利用すると申請がありましたので、それぞれで申請をされています。

○10番（小堀田幸一君） 申請は別々なのは分かる。事務局が話を聞いてなかったのなら別にいいが、話を聞いていたなら、そのあたりも説明してもらえれば分かりやすくなると思う。関連している案件であれば、一緒に説明してもらいたい。

○事務局（山本幸伸君） 関連している案件については、一括して説明を行うようにします。

○議長（鶴田雄士君） よろしいでしょうか。

○10番（小堀田幸一君） はい。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。転用者は五和町の個人で、佐伊津町の

畑 2,811 m²を牛舎及び運動場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から北西へ約 1km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は農用区域内農地です。農用区域内農地は原則転用許可できませんが、農業用施設用地に該当するため許可が可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在利用している牛舎が老朽化したことと、牛を増頭するため、牛舎 1 棟、残地を運動場及び通路とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成してあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 4、議第 45 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の 3 ページをお開きください。1 番について説明します。転用者は浜崎町の個人で、浜崎町の田 666 m²を使用貸借して、宅地拡張及び貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から南へ約 100m、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅に駐車場がないことと、貸駐車場として需要が見込めるため、宅地拡張及び 8 台分の貸駐車場として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。転用者は河浦町の個人で、中村町の畑214.43㎡を取得して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から南東へ約100m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の借家では手狭となったため、1棟の個人住宅を建築し、残地は駐車場等とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。転用者は亀場町の個人外1名で、亀場町の田330㎡を取得して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から東へ200m、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次は配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭なため、個人住宅を建築する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 会長、4番と5番案件は同一転用者で、同一の計画のため一括して説明してよろしいか伺います。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（寺澤大介君） 4番、5番について説明します。転用者は本町の個人で、佐伊津町の畑 35.92㎡を取得して、また、畑 106.3㎡を賃借して農業用倉庫を建築する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草空港から東へ約1km、青色で着色した県道本渡苓北線の北側にある農地です。申請地は農用区域内農地です。農用区域内農地は原則転用許可できませんが、農業用施設用地に該当するため許可が可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次は配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農機具を収納するため農業用倉庫を建築する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に倉庫が建築してあるため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、5番につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 6番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田 528.94㎡を取得して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した手野保育所から西へ約50m、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。

次が周辺の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の借家が手狭になったため、申請地に住宅を建設し、残りを2台分の駐車場及び庭として整備し利用する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 7番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の田296㎡を取得して、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立島子小学校から南東へ約200m、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、コイン精米機の需要が見込めるため、コイン精米機を1機設置し、残地を利用者の駐車場等として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既にコイン精米機を設置してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 8番について説明します。転用者は御所浦町の個人で、御所浦町の畑150㎡を取得して、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所御所浦支所から北東へ約1.8km、青色で着色した県道龍ヶ岳御所浦線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。

次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸事務所として需要が見込まれるため事務所を1棟建築し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に事務所が建築してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 9番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、栖本町の畑263㎡を取得して、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から南西へ約800m、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため個人住宅を1棟、残地を駐車場3台分として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成してあるため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 10番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑165㎡を取得して、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から南西へ約800m、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水

図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、美容院を開業するため店舗を1棟、残地を駐車場2台分として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成してあるため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 11番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑1,626㎡を賃借権の設定により借り受けて、牛舎へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市新和支所から東へ約1km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は農用地区域内ですが、農業用施設用地のため、用途変更の届出により許可は可能です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が周辺の動画になります。土地利用計画の内容は、経営規模拡大のため、申請地に牛舎を建設し残りを放牧地として整備し利用する計画です。資料③の5ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、12番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 12番について説明します。転用者は久玉町の個人で、久玉町の畑255㎡を取得して、個人住宅及び従業員用駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深支所久玉出張所から東へ約100m、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がり

域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が周辺の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の借家が手狭になったため、申請地に住宅を建設し、残地に6台分の従業員用駐車場及び庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は既に駐車場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました12番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第46号、事業計画変更承認申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 1番について説明します。この案件は、平成27年12月22日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を受けた計画内容を変更したいというものです。転用者は諏訪町の法人で、本渡町の田1,048㎡を取得して、当初マンションを建築する計画で許可を受けていましたが、熊本地震の影響でマンションに対する需要の低下と建設コストの高騰等の懸念が生じたため、需要が見込める宅地分譲に計画を変更する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から東へ約600m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、造成工事を行い3区画の宅地に分譲する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました事業計画変更承認申請につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり承認致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 47 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第 47 号について説明します。資料②の 6 ページからご説明いたします。所有権移転の計画が 2 件、利用権の新規設定の計画が 14 件、再設定の計画が 3 件、合計で 19 件、総面積は 94,073 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の 11 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定 19 件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、議第 48 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第 48 号について説明します。資料②の 12 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、佐伊津町 6 筆、五和町 7 筆、面積は合計で 8,788 m²となっております。現地確認を実施し、13 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1) の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1～4 番案件の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。ここからが 1 番現地の写真です。2 番現地の写真です。3 番現地の写真です。4 番現地の写真です。続きまして 5 番案件の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。現地の写真になります。続きまして 6 番案件の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。ここからが現地の写真になります。続きまして 7 番案件の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。現地の写真になります。続きまして 8～9 番案件の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。現地の写真になります。続きまして 10～11 番案件の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。現地の写真になります。続きまして 12 番案件の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。現地の写真になります。続きまして 13 番案件の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。

現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたと思いますが、いかがでしょうか。以上の
とおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので山林認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 8、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 農地利用・形状変更届、第 4 条、5 条関係の許可不要転用届、共
にありませんでした。報告は以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 28 年天草市農業委員会第 9 回総会を閉会致します。

午後 3 時 10 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 中川徹

署名委員 山本隆久

